

インフルエンザ感染症の対応について

◎インフルエンザは、学校保健安全法第19条により、本人の療養と感染拡大防止のため、次のように『出席停止措置』をとるよう定められております。

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱後、2日を経過するまで」

◎体調不良時は、発熱の有無に関わらず無理に登校するのではなく、自宅療養などするようご理解、ご協力をお願いします。

◎また、インフルエンザや新型コロナウイルスが疑われる症状（38度以上の発熱、頭痛、関節痛、強い咽頭痛など）があらわれた場合は、病院受診をするようお願いいたします。

インフルエンザ罹患時には、次のようにお手続きをお願いします。

- 1. スクリレにて、発症日と感染症名を記入し、欠席のご連絡をお願いします。
（学校感染症に罹患の場合、出席停止となり、欠席扱いにはなりません。）
- 2. 出席停止期間の詳細については、以下の通りお願いします。
 - 「発症した後5日を経過」とは、発症した日を0日目とし、翌日より起算します。
 - 「解熱後」とは、最後に解熱剤を使用し6時間後より、解熱剤を使用することなく、平熱に戻った状態をさします。
 - 「解熱後2日を経過」とは、解熱した日を0日目とし、翌日より起算します。

▼インフルエンザ出席停止期間早見表

	発症日	発症後					発症後、5日目以降		
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目			
【例1】 発症後1日目に 解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	解熱後 4日目	登校 可能		
【例2】 発症後4日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 可能	
【例3】 発症後5日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱 1日目	解熱後 2日目 ↓ 翌日、登校可	

3. 必要書類について

- ①回復届（本校 HP に掲載） ※医師による診断書は不要（右の QR コードからも
- ②罹患を証明できる書類（検査結果や処方薬説明書コピー等） 届け出可能）

〈問い合わせ先〉 沖縄県立那覇国際高校 保健室 [TEL : 098-860-5931](tel:098-860-5931)

那覇国際高校 インフルエンザ回復届

